

八幡平市宿泊・飲食業経営支援の実施について

【発表の要旨】

長引く新型コロナウイルス感染症の拡大や都市圏での緊急事態宣言の発令などにより困窮する中小企業者の経営の継続を支援し、併せて地域経済の維持を図ることを目的に、特に大きな影響を受けている市内の宿泊・飲食事業者に対し、広く事業資金に使える補助金を交付するため、2月18日開催の八幡平市議会第1回定例会に提出（一般会計補正予算（12号））します。

1 交付対象者

以下の要件のいずれにも該当する者

- ・八幡平市内で宿泊業、飲食業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者）
- ・令和2年11月1日以前から継続して八幡平市内で同一事業を営む者
- ・令和2年12月から令和3年2月までのいずれか1か月の売上げが前年同月と比較して30%以上減少している者

2 交付額

20万円（定額、1事業者1回限り）

3 申請受付期間

補正予算（第12号）成立後から令和3年3月22日（月）午後5時までを予定

【担当】

商工観光課 商工労政係
課長補佐 阿部 春美
電話 0195-74-2111（内線1316）